

令和4年9月15日

成田空港記者会 各位
各報道機関 御中

富里市職員が新型コロナウイルスに感染した場合の 公表に関する基準を見直しました。

職員の感染の公表に関し、これまで全事案について公表しておりましたが、公表基準を見直し、令和4年9月15日から下記のとおり取り扱うこととなりました。

1 公表を行う場合（公表基準）

- (1)市の業務を一時的に停止する場合
- (2)施設等でのクラスターの発生など、市民生活に大きな影響を及ぼすことが考えられる場合

問合せ先
担当 総務部総務課
担当者 山口
電話 0476-93-1113 【直通】
FAX 0476-93-9954
メール soumu@city.tomisato.lg.jp

